

○山梨市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱

平成22年3月24日

告示第23号

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊から命を守るため、国の社会資本整備総合交付金交付要綱（住宅・建築物安全ストック形成事業）（平成22年3月26日付国官会第2317号）に基づく木造住宅居住安全支援事業及び山梨市耐震改修促進計画に基づき既存木造住宅に耐震シェルターを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨市補助金等交付規則（平成17年山梨市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅 次の要件を全て満たすものとする。

ア 山梨市内に住所を有する個人が所有する木造在来軸組工法の住宅で、かつ、その個人が現に居住している山梨市内に在るもの

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は2階建て以下で延床面積300平方メートル以下のものであること。

エ 長屋、共同住宅及び借家以外のもの

オ 併用住宅については、延床面積の過半が住宅として使用されているものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかにより、診断したものとする。

ア 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断

イ (財)日本建築防災協会（以下「協会」という。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行う一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に基づいて行う精密診断

(3) 総合評点 木造住宅耐震診断による総合評点をいう。ただし、協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」における地盤・基礎の評点については、山梨県

木造住宅耐震診断マニュアルの地盤・基礎評点を読み替えて準用する。

(4) 耐震シェルター

ア 他の都道府県が奨励する耐震シェルター等のうち一部屋型、又はベッド型のもの

イ 構造設計一級建築士がアと同等以上のものとして設計したもの

(補助の対象者)

第3条 補助の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

(1) 既存木造住宅を所有する者であること、又は同居する者が所有する住宅であること。

(2) 市税を滞納していない者であること。

(補助の対象工事)

第4条 補助金の対象は、木造住宅耐震診断の結果、総合評点0.7未満と診断された既存木造住宅に、耐震シェルター工事を実施するもので、次の全てに該当するものとする。

(1) 1階に設置し、既存木造住宅に緊結するものであること。

(2) 住宅1戸に対し、1箇所であること。

(3) 過去に山梨市木造住宅耐震シェルター設置事業の補助を受けていない住宅であること。

(補助金の対象経費)

第5条 耐震シェルターの設置に係る1棟当たりの補助金の経費の対象は、既存木造住宅の所有者が行う耐震シェルターの設置に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 耐震シェルターの設置に対する補助金額は、対象経費以内、かつ、36万円を限度とする。

2 第1項で定める補助額に1,000円未満の端数があるとき、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請及び決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、耐震シェルター設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める関係書類を添付し

て市長に提出するものとし、その提出部数は1部とする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうえ適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、耐震シェルター設置事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を別に定めることができる。

（計画の変更等）

第8条 申請者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ耐震シェルター設置事業計画変更承認申請書（様式第3号）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 施工箇所又は施工方法の変更
- (2) 耐震シェルター設置に要する経費の変更

- 2 市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、耐震シェルター等設置事業計画変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難な場合は、速やかに耐震シェルター設置事業計画遅滞等報告書（様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6号）により申請者に指示するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 申請者が、設置事業の中止又は廃止をしようとする場合は、耐震シェルター設置事業計画廃止（中止）届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（着工の届出）

第10条 申請者は、設置事業に着手したときは、着工届（様式第8号）に着工の状態が確認できる写真を添付して、市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第11条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、耐震シェルター設置事業完了実績報告書（様式第9号）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

い。この場合、提出部数は1部とする。

2 前項の書類は、補助事業の完了したときから起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第2項の規定により完了実績報告を受けた場合において、完了実績報告書等の書類を審査のうえ適正と認めるときは、補助金の額を確定し、耐震シェルター設置事業費補助金交付確定通知書(様式第10号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 申請者は、前条の確定通知を受けた日から起算して10日以内に耐震シェルター設置事業費補助金支払請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の整理等)

第16条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(実施細則)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

(有効期限)

- 2 この告示は、令和8年3月31日をもって廃止する。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、この告示失効後も、なおその効力を有するものとする。

附 則（平成24年6月27日告示第84号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和3年3月26日告示第62号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日告示第 号）

この告示は、令和6年3月31日から施行する。